

○町の申告会場で申告する方へ

申告に必要なもの

共通	すべての方	・税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ(事前に送付を受けた方のみ) ・本人確認書類(運転免許証など)(原本) ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(原本)
収入関係	給与・公的年金収入があった方	給与・公的年金の源泉徴収票
	営業・農業・不動産収入があった方	収支内訳書や帳簿書類等 ※収入と必要経費を科目ごとに集計してお持ちください。
	その他の収入があった方	支払通知書、支払調書など収入額がわかるものや必要経費がわかるもの
各種控除の証明となるもの	社会保険料・生命保険料・地震保険料等を支払った方	・国民年金保険料や任意継続保険料の支払証明書、領収書 ・保険会社から発行された控除証明書(給与所得のある方で、年末調整で勤務先へ提出した場合は不要です)
	ご自身や扶養親族が障がいをお持ちの方	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等
	医療費等を支払った方	「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」、医療費通知 ※医療費控除の明細書は必ず事前に作成してお持ちください。
その他	所得税の還付を受ける方	本人の預金通帳(新規に口座振替を申込みされる方は通帳印も必要)

○初めて申告をする方へ(申告が必要な方)

令和8年1月1日現在、住民登録があるところへ申告します。

- ・事業所得(営業・農業)、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与収入が2,000万円を超えるまたは年金収入が400万円を超える方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ・年末調整を受けなかった方
- ・医療費控除を受ける方

○町では受付ができない申告

次に該当する方は、e-Taxまたは大田原税務署で申告してください。

- ・住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける方※
- ・株の売買があった方、株の損失を繰り越す方
- ・青色申告の方
- ・雑損控除のある方
- ・建物の売却による譲渡所得がある方
- ・先物取引や未公開株の譲渡所得がある方
- ・消費税・贈与税・相続税等の申告がある方
- ・国外における所得がある方
- ・増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方



※今回、初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、1月末までに大田原税務署住宅ローン控除等確定申告説明会担当(☎0287-22-3118)までお問い合わせください。